

枕崎市有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、枕崎市有料広告掲載に関する基本要綱(平成19年枕崎市告示第1号)第3条に規定する広告掲載の適否を判断する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(基本的な考え方)

第2条 枕崎市の有料広告事業において掲載する広告は、社会的に信用度が高く、市民に不利益を与えない中立性のあるものでなければならない。

2 広告の表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(個別の基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は業者)

第4条 次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業にかかるもの

商品先物取引に関する事業者

エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛又は美容整形など、法律の定めのない医療類似行為を行う事業者

占い、運勢判断に関する事業者

興信所・探偵事務所その他これに類する事業者

債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者

各種法令に違反している事業者

行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

前各号に掲げるもののほか、市長が広告掲載する業種又は事業者として適当でないと認めるもの

(掲載基準)

第5条 次に掲げるものは、広告媒体に掲載しない。

次のいずれかに該当するもの

ア 人権侵害、差別、名誉き損のおそれがあるもの

イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

エ 市の広告事業の円滑な運営に支障を来たすもの

- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ク 医療、医薬品、化粧品等の広告で医療法、薬事法その他の法令に規定する広告の制限に抵触するもの
消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
根拠のない表示や誤認を招くような表現の例
「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）
- イ 射幸心を著しくあおる表現の例
「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
- ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの
- ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
前各号に掲げるもののほか、市長が広告媒体に掲載するものとして適当でないと認めるもの

附 則

この基準は、平成 19 年 1 月 12 日から実施する。